

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る関係規則の改正案に対する意見公募の結果について

令和6年2月14日
原子力規制委員会

1. 概要

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る関係規則の改正案について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和5年12月14日から令和6年1月12日まで(30日間)

対 象：

- 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（案）

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数：10件¹

○提出意見に対する考え方：別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。

**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る
関係規則の改正案に対する御意見への考え方**

令和6年2月14日

記録媒体を指定する規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
1	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第四十三の三の二十一（記録）において、「記録し、これをその工場又は事業所に備えておかなければならない。」と記載されている。デジタル原則を踏まえ、記録のデジタル化とインターネットの利用による閲覧による記録を可能とする記載に改正し、例えば記録のクラウドへの保存により、保存・閲覧環境の向上を許容すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 21 の規定（※ 1）にある記録の備え置きについて、その目的としては、例えば、検査官が現場で検査を実施する際、いつでも、記録の内容を確認できるようにするためにあります。
2	今回のデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等については、デジタル社会の実現を目的に、高精度カメラやクラウド等のデジタル情報技術を原子力規制に積極的に活用していくことに伴い、関係法令等を見直すものと理解しています。 一方、発電用原子炉設置者に要求されている「記録」の保存の扱いについては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律_第 43 条の 3 の 21（記録）」において、「原子力規制委員会規則で定める事項の記録は、工場又は事業所に備えて置かなければならない」と定められ、クラウド等ではなく物理的な記録の保存を求めています。 今回の関係法令の見直し案と整合を図る必要はないのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ これに対応するように、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 68 条の規定で（※2）は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 21 に規定する記録を電磁的方法により保存を行うことを認めており、この場合、当該機器が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない旨定めています。 ➤ 従って、電磁的方法による保存を行う場合は、サーバーの設置場所の如何を問わず、記録事項の内容を踏まえた上で、前述のように、必要に応じ直ちに記録を電子計算機等で表示されることができるようにする必要があります。
3	「原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（以下、「本改正規則」という。）第三条 別表第一の上覧に掲げる「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「炉規法」という。）第十一条（記録）にて「製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、製錬の事業の	<ul style="list-style-type: none"> ➤ なお、この電磁的方法による保存を行う場合は、ログ、アクセス、バックアップなどについて、原子力規制委員会が定める基準（※3）を確保するよう努めなければなりません。

記録媒体を指定する規定の見直し関係

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。」と定められていることから、電磁的記録を保存するサーバーは工場又は事業所に置く必要があると解釈しています。令和5年度第52回原子力規制委員会の議事録では、「民間のクラウドを使うことを否定しているわけではないですが、きちんと管理していることを確認した上で、契約をしていただく」と発言されており、民間のクラウドを使用することを認めているということは、必ずしもサーバーを工場や事業所に備えて置く必要は無いという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本改正規則 第三条 別表第一の上欄に掲げる炉規法第十一条（記録）は製錬事業者の記録のみが対象となるが、上記議事録にある民間クラウドを使用可能であるという主旨を踏まえると、発電用原子炉設置者の記録に対する要求である炉規法第四十三条の三の二十一（記録）「発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。」についても、必ずしもサーバーを工場や事業所に備えて置く必要は無いという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>※1 原子炉等規制法第11条の規定（製錬事業者に記録を義務付ける規定）も同様の規制となっている。</p> <p>※2 製錬事業者については、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成24年原子力規制委員会規則第3号）第3条の規定により、記録を電磁的方法により保存を行うことが認められている。</p> <p>※3 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成24年原子力規制委員会告示第1号）、核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成24年原子力規制委員会告示第2号）</p>
4	<p>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」に係る「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」第三条において「ファクシミリ装置」と記載し通信手段を限定している。</p> <p>デジタル原則を踏まえ、通信手段を限定しない記載を許容するよ</p>	<p>➤ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省、経済産業省令第4号）第3条第1項の規定は、「…（略）…ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に複数の者に送信する…</p>

記録媒体を指定する規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	うに「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」を改正すべきではないか。	<p>(略) …」旨定めています。本規定が要求しているのは、あくまでも「なるべく早く到達する通信手段」であって、「その他の」の前の「ファクシミリ装置」は、「なるべく早く到達する通信手段」の例示にすぎません。</p> <p>➤ また、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省、経済産業省令第 2 号）は、通信手段を定めるものではありません。</p>

目視規制の規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
5	9 ページの改正前の第 17 条第 2 号の「安全な場所の周囲への立入りを禁止する」を、改正後は「安全な場所への立入りを禁止する」に改めたと解釈してよろしいか。	<p>➤ 本改正案の趣旨は、「その場所の周囲には縄を張り」といった関係者以外の者の立入りを禁止する具体的な方法の例示を削除することにより、関係者以外の者の立入りが禁止されている場所を変更するものではありません。</p>
6	立入りを制限と立入りを禁止が混在。同様要求が在るならば何れかの用語への統一を求める。使い分けが在るならば説明を求める。	<p>➤ 本改正案のうち、立入制限については、例えば、実用炉規則第 88 条第 1 項第 7 号の規定のとおり、工場又は事業所において行われる運搬について定めるものであり、事業者が当該運搬を実施する際、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限するにとどまり、立入りを禁止するものではないため、「立入り</p>

目視規制の規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
		<p>を制限」という文言で定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ これに対して、本改正案のうち、立入禁止については、例えば、実用炉規則 135 条第 2 号の規定のとおり、危険時の措置について定めるものであり、放射線防護の観点から、関係者以外の者の立入りを禁止するものであるため、「立入りを禁止」という文言で定めています。
7	<p>実用炉規則第 88 条（工場又は事業所において行われる運搬）の改正案はデジタル技術の活用促進のために「標識」や「見張人」等の手段の記載を削除したものと理解している。</p> <p>現行の実用炉の保安規定には、「標識」、「見張人」の規定があるが、立入り制限が要求事項であり、手段を問わないという意図の変更であるなら、デジタル技術の導入前後によらず保安規定の「標識」、「見張人」等の手段の記載を削除しても良いと考えるがよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 工場又は事業所において行われる運搬について、デジタル技術を活用する等の方法により、立入り制限の措置を適切に講ずる限りにおいては、保安規定から「標識」や「見張人」といった記載を削除する保安規定の変更は可能だと考えられますが、立入り制限の措置に関する具体的な内容等については、保安規定の変更認可の審査において、個別に確認することとなります。 ➤ なお、保安規定の変更の認可の後の工場又は事業所において行われる運搬については、その実施状況について必要に応じて原子力規制検査において確認することとなります。
8	<p><該当箇所> 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正 <内容> 現在アナログのみで対応している件について、デジタル対応でも可とする改正は良いと思いますが、フェーズにあるように、将来</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の改正の趣旨は、デジタル化を妨げる規定類の見直しを行うものであって、デジタル化を義務付けるものではありません。 ➤ なお、デジタル技術を活用するか否かについては、一義的には、事業者の選択に委ねられます。

目視規制の規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>的にデジタルが原則となり、デジタル化しなければならない方向に移行する意図がある場合には、慎重に検討していただきたいです。</p> <p>特に、現地での見張りや放射線量の測定等の遠隔・デジタル化が必要になる場合には費用が発生しますので、費用の工面は各事業所任せになるような改正にならないように、ご配慮をお願いします。</p>	
9	<p>デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しを踏まえ、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則では工場又は事業所における運搬及び危険時の措置の規定において縄張、標識の設置、見張人等といった立入制限措置の例示を削除するものであるとの説明がありました。</p> <p>一方で今回の改正対象外ですが、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第18条の13第5号ハ（簡易運搬に係る技術上の基準）における「ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたとき」との規定は、今回の見直しの方針に示された立入制限措置の例示に当たると考えます。</p> <p>そのため、工場又は事業所における運搬の見直し（規則第18条第1項第6号）に併せて「運搬に従事する者以外の者の立入りを制限したとき」のような表現としてはいかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「RI法施行規則」という。）の見直しのうち、第18条及び第29条に係る見直しについては、デジタル技術を活用することを可能にするため、人の配置を明示的に求める「見張人」という文言の見直しを行った結果、例示規定を削除したものであって、RI法施行規則に定める例示規定の全般を見直すことを目的としてはいません。 ➤ なお、RI法施行規則第18条の13第5号ハに規定する「縄張、標識の設置等の措置」については、令和5年度第52回原子力規制委員会（令和5年12月13日開催）の資料3の3.の「(2)法令上の解釈の明確化…(略)…【別紙4】」と同様にデジタル技術を活用することも可能です。 ➤ よって、原案のとおりとします。

その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
10	<p>意見（今回の改正内容全般に関して）</p> <p>令和4年12月28日第61回原子力規制委員会（資料4）では、4.（2）現行法令についての対応の方針として、「実施主体が事業者：活用可能なデジタル技術を例示した上で、必要な要求が満たされていればデジタル技術が活用できる旨を、何らかの規定類（ガイド、解釈等）で確認的に明示する。」とされていましたが、今回のパブコメにおいて規定類で明示されたのは「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」の規則改正分等のみでしたが、その他の規定類での確認的な明示は行われぬ方針となったのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力規制庁内で検討を行った結果、デジタル原則を踏まえて見直すべき関係規則の規定の中には性能規定があることなどから、活用できるデジタル技術に関しては、一義的には、事業者の判断に委ねられるべきであり、方針を変更し、令和5年度第52回原子力規制委員会（令和5年12月13日開催）において、当日の原子力規制委員会資料3の3.の「（2）法令上の解釈の明確化…（略）…【別紙4】」に記載しているとおり、原子力規制委員会資料で解釈の明確化を図ることを、原子力規制委員会に諮ったものです。 ➤ なお、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド（原規放発第2303299号（令和5年3月29日原子力規制委員会決定））の改正案に例示されているものは、御指摘の「活用可能なデジタル技術」ではなく、現行のRI法施行規則第18条第1項第6号及び第29条第1項第5号に例示されている内容を規則から同ガイドに移行したものです。
11	<p>今回の改正内容と直接関係はありませんが、RI法第12条の6に基づくRI法施行規則第14条の6では、放射性同位元素装備機器ごとに文書を添付することが要求されているが、販売又は賃貸先のユーザーが容易に閲覧又は様式を利用できる状態（例えばHPに掲載し、案内する等）にすることは認められないのでしょうか。また、今後、届出等の電子申請が開始されると聞いていることか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ RI法第12条の6の規定及びRI法施行規則第14条の6の規定に基づき、放射性同位元素装備機器のうち、表示付認証機器又は表示付特定認証機器（以下「表示付認証機器等」という。）を販売（又は賃貸）する場合、届出販売業者（又は届出賃貸業者）は、安全上の取扱いに関する文書や手続様

その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
	ら、様式そのものの添付を必須にする必要はないと考えるがいかがでしょうか。	<p>式を表示付認証機器等に添付し、表示付認証機器等とともにその使用者（表示付認証機器等の購入者（又は賃借人）といったユーザー）に提供する必要があります。</p> <p>➤ 表示付認証機器等に安全上の取扱いに関する文書や手続様式の添付を要求している趣旨は、放射線取扱主任者のような専門資格を要しない表示付認証機器等の使用者に対して、手元に表示付認証機器等が届いた際、どのような安全上の取扱いが必要であり、またどのような法手続が必要なのか、確実に認知してもらうことにあります。このため、RI 法第 12 条の 6 の規定及び RI 法施行規則第 14 条の 6 の規定は、届出販売業者（又は届出賃貸業者）に対して、それらを表示付認証機器等に添付して、販売（又は賃貸）することを要求しているところです。</p> <p>➤ 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。なお、令和 6 年 4 月 1 日に「放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト」で受け付けできる電子申請を拡充する予定であり、表示付認証機器の使用者が行う届出については、情報通信技術を利用して行うことが可能となる予定です。</p>
12	<p>総論的意見を述べさせていただきます。</p> <p>デジタル技術を活用しデジタル原則とすることで事業者が享受</p>	<p>➤ 御意見の「審査の進捗状況の確認」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「放射性同位元素</p>

その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>できる利点を行政機関として提示してはいかがでしょうか。例えば、変更申請をしても審査期間が3カ月を超える場合もあり、申請者側が困ることになりますが、デジタル原則とすることで、申請者側に「審査の進捗状況の確認」ができるとありがたいです。なお、デジタル化を進める際は、不具合が出ることがないように、事業所の要望に沿っていただきたいです。</p>	<p>等規制法オンライン手続サイト」に関するものと推察します。</p> <p>➤ 令和6年4月1日から「放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト」において電子申請した場合には、申請者側からも、手続の処理状況を確認できるよう準備を進めています。</p>